

さが園芸 888 整備支援事業実施要領 別表（事業内容、採択要件等）
別表 1 （第 2 関係）

事業区分	事業内容	事業実施主体	採択要件等
ステップアップ 経営者育成対策	(1) 園芸用ハウス、育苗ハウス等 (2) 省力化機械・装置 (3) 高品質化機械・装置 (4) 省石油型機械・装置 (5) 土作り用・病害虫低減機械・装置 (6) 選別・調整、加工用機械・装置 (7) 長寿命化対策 (8) 中古ハウスリノベーション対策 (9) 園芸振興において政策的に特に 必要な施設、機械・装置、資材等 (10) 大雨・大雪被害防止対策	(1) 認定農業者（農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項の認定を受けた者。以下同じ。） (2) 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第 14 条の 4 第 3 項の認定を受けた者。以下同じ） (3) 県内在住の 2 戸以上の農業者を含む団体で次に掲げる団体 (ア) 農事組合法人（農業協同組合法第 72 条の 10 第 1 項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。） (イ) 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法第 2 条第 3 項に規定する法人をいう。以下同じ。） (ウ) 上記（ア）及び（イ）以外の農業者が組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体で、農業者が全体の議決権の過半を占め、当該団体の事業活動を実質的に支配すると認められる団体とする。以下同じ。） (4) 農業協同組合（ただし、農業者にリース方式で支援する場合に限る。）	次の要件を全て満たしていること (1) 対象品目は、原則 1 品目に統一されていること。 (2) 受益面積は、以下のとおりであること。 (ア) 施設園芸：1 受益農業者当たり 3 a 以上 (イ) 露地園芸：1 ha 以上（個人が事業実施主体となる場合は 50 a 以上） ただし、未来につなぐさが中山間プロジェクト推進要綱（令和 5 年 3 月 28 日付農企第 1563 号。以下同じ。）に基づき選定されたチャレンジ中山間内かつ、中山間地域等（中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成 12 年 4 月 1 日付 12 構改 B 第 38 号農林水産事務次官依命通知。以下同じ。）第 4 の 1 に規定する対象地域内のうち市町内（※ 1）に存在する協定農用地（※ 2）の標高以上に位置する田・畑。）に要する施設・機械等及び当該農地に由来する生産物に要する施設・機械等を整備する事業実施主体については、該当する受益者に限り、施設園芸では 1 受益農業者当たり 1 a 以上、露地園芸では 50 a 以上（個人が事業実施主体となる場合は 25 a 以上）とする。 ※ 1）令和 5 年 4 月 1 日時点の市町 ※ 2）中山間地域等直接支払制度における協定農用地（現対策の協定農用地とする。） (ウ) 露地栽培の「佐賀果試 35 号」に防風施設を整備する場合：3 a 以上 (3) 別表 5 に定めるステップアップ経営者育成対策にかかる成果目標を一つ以上選択し事業実施年度から 2 年後の具体的な目標を定めており、当該目標の実現が見込まれること。 ただし、面積拡大に係る目標については、単年度の事業計画において達成が見込まれる必要がある。 (4) 事業実施主体の受益者の全てが、事業実施年度に別表 6 のいずれかの GAP 等に取り組むこと、又は、事業実施年度中に取り組むことが困難である場合は、次年度以降に実施する GAP の取組計画を有していること。 (5) 農業者の組織する団体が事業実施主体となる場合、以下の（ア）から（エ）までのうち、2 つ以上を共同で行い、共同性を確保すること。 (ア) 本事業で整備する施設・機械等の共同施工・設置 (イ) 以下の共同作業のいずれか（複数の選択可） 土づくり、耕起、播種、育苗、定植、防除、肥培管理、摘果、収穫、選別、調整、出荷、加工、販売など (ウ) 栽培管理現地確認会や研修会の開催 (エ) 施設・装置等の維持管理や栽培管理に必要な資材等の共同購入 (6) 事業実施主体の受益者の全てが、さが園芸 888 運動に係る推進支部計画の策定及び産地計画（園芸産地 888 計画）の見直しについて（令和 5 年 2 月 27 日付け園農第 2521 号佐賀県農林水産部長通知）に定めるさが園芸農業振興産地計画（以下「園芸産地 888 計画」という。）に位置付けられていること、または策定をしていること。

別表2（第2関係）

事業区分	事業内容	事業実施主体	採択要件等
新規就農者 育成対策	(1) 園芸用ハウス、育苗ハウス等 (2) 省力化機械・装置 (3) 高品質化機械・装置 (4) 省石油型機械・装置 (5) 土作り用・病害虫低減機械・装置 (6) 選別・調整、加工用機械・装置 (7) 長寿命化対策 (8) 中古ハウスリノベーション対策 (9) 園芸振興において政策的に特に 必要な施設、機械・装置、資材等 (10) 大雨・大雪被害防止対策	(1) 農業経営開始後5年以内 の認定農業者 (2) 農業経営開始後5年以内 の認定新規就農者 (3) トレーニングファーム等 での研修中に認定農業 者又は認定新規就農者 となり、研修を修了した 年度又は翌年度に農業 経営を開始する予定の 者 (4) 上記(1)、(2) もしく は(3) の要件を満たし た農業者で組織する団 体 (5) 農業協同組合（ただし、 (1)、(2) もしくは (3) の農業者にリース 方式で支援する場合に 限る。） (6) 農業協同組合（ただし、 農業協同組合自らがト レーニングファーム等 修了生を雇用して農業 経営を行うことを目的 として、園芸用ハウス等 を整備する場合に限 る。）	次の要件を全て満たしていること (1) 対象品目は、原則1品目に統一されていること。 (2) 受益面積は、以下のとおりであること。 (ア) 施設園芸：1 受益農業者当たり3 a 以上 (イ) 露地園芸：1 ha 以上（個人が事業実施主体となる場合は50 a 以上） ただし、未来につなぐさが中山間プロジェクト推進要綱に基づき選定されたチャレンジ中山間内かつ、中山間地域等 地域等直接支払交付金実施要領第4の1に規定する対象地域内のうち市町内（※1）に存在する協定農用地（※2）の標高以上に 位置する田・畑。）に要する施設・機械等及び当該農地に由来する生産物に要する施設・機械等を整備する事業実施主体について は、該当する受益者に限り、施設園芸では1 受益農業者当たり1 a 以上、露地園芸では50 a 以上（個人が事業実施主体となる場 合は25 a 以上）とする。 ※1）令和5年4月1日時点の市町 ※2）中山間地域等直接支払制度における協定農用地（現対策の協定農用地とする。） (ウ) 露地栽培の「佐賀果試35号」に防風施設を整備する場合：3 a 以上 (3) 別表5に定める成果項目を一つ選択し、事業実施年度から2年後の具体的な目標を定めており、当該目標の実現が見込まれるこ と。 (4) 事業実施主体の受益者の全てが、事業実施年度に別表6のいずれかのGAP等に取り組むこと、又は、事業実施年度中に取り組む ことが困難である場合は、次年度以降に実施するGAPの取組計画を有していること。 (5) 農業者の組織する団体が事業実施主体となる場合、以下の（ア）から（エ）までのうち、2つ以上を共同で行い、共同性を確保す ること。 (ア) 本事業で整備する施設・機械等の共同施工・設置 (イ) 以下の共同作業のいずれか（複数の選択可） 土づくり、耕起、播種、育苗、定植、防除、肥培管理、摘果、収穫、選別、調整、出荷、加工、販売など (ウ) 栽培管理現地確認会や研修会の開催 (エ) 施設・装置等の維持管理や栽培管理に必要な資材等の共同購入 (6) 事業実施主体の受益者の全てが、さが園芸888運動に係る推進支部計画の策定及び産地計画（園芸産地888計画）の見直しにつ いて（令和5年2月27日付け園農第2521号佐賀県農林水産部長通知）に定める園芸産地888計画に位置付けられていること、 または策定をしていること。